明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農業保険法施行規則（農林水産省令第六十三号）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○農林水産省令第六十三号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）及び農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　農業共済団体の組織（第八条―第三十九条）
第三章　農業共済事業等
第一節　農業共済事業
第一款　通則（第四十条―第八十五条）
第二款　農作物共済（第八十六条―第百条）
第三款　家畜共済（第百一条―第百十七条）
第四款　果樹共済（第百十八条―第百三十七条）
第五款　畑作物共済（第百三十八条―第百五十二条）
第六款　園芸施設共済（第百五十三条―第百六十条）
第二節　農業共済責任保険事業（第百六十一条―第百七十四条）
第四章　農業経営収入保険事業（第百七十五条―第二百二条）
第五章　政府の再保険事業等
第一節　農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第二百三条―第二百二十六条）
第二節　農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七条―第二百四十四条）
第三節　農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十五条―第二百五十一条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、次項で定めるものを除き、農業保険法（以下「法」という。）及び農業保険法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　類区分　農作物共済にあっては法第百三十六条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあっては法第百四十九条第一項に規定する収穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分、畑作物共済にあっては法第百五十四条第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあっては法第百六十条第一項に規定する共済掛金区分

二　共済掛金区分　農作物共済にあっては法第百三十七条第一項に規定する共済掛金区分、家畜共済にあっては死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別ごとの法第百四十四条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあっては法第百四十九条第一項に規定する収穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分、畑作物共済にあっては法第百五十四条第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあっては法第百六十条第一項に規定する共済掛金区分

三　基準共済掛金率　農作物共済にあっては法第百三十七条第一項の基準共済掛金率、家畜共済にあっては法第百四十四条第一項及び第二項各号の基準共済掛金率、果樹共済にあっては法第百四十九条第一項の基準共済掛金率、畑作物共済にあっては法第百五十四条第一項の基準共済掛金率、園芸施設共済にあっては法第百六十条第一項の基準共済掛金率

四　共済掛金標準率　農作物共済にあっては法第百三十七条第二項の共済掛金標準率、家畜共済にあっては法第百四十四条第三項の共済掛金標準率、果樹共済にあっては法第百四十九条第二項の共済掛金標準率、畑作物共済にあっては法第百五十四条第二項の共済掛金標準率